

岐阜県 P T A

R. 2. 12. 1.

# 見舞金給付会便り

No. 52

岐阜県 P T A 見舞金給付会事務局

岐阜市菅原町 3 丁目 3 番地

☎ 058-262-3257

Fax 058-262-3259

E-mail : info@gifu-pta.jp

## P T A 活動前に安全対策を しっかりとしましょう。

P T A 活動中の事故を少しでも防いでいただくように、今年度の報告事例から、いくつか取り上げてみます。

今年はコロナ禍で、年度初めの P T A 活動が中止されることが多く災害報告がありませんでしたが、学校再開と同時にコロナ関連の災害報告がありました。登校時の児童生徒の体温測定やアルコール消毒の補助、また、放課後の教室の消毒作業をするなどの活動に関わる災害報告です。本来は年間活動計画にはなかった活動ですが、P T A 本部や執行部で決定され周知された活動として、主催または共催行事として位置づけることができ、見舞金給付の対象となります。**事故が発生したとき、まずは、一報ください。**

「賠償責任に関する報告書」で多いのは、P T A 環境整備活動中の草刈り機による、飛び石が校舎の窓や扉のガラスを破損したり、置いてある車を傷つけたりの被害です。



作業前に車を移動させたり、建物の窓ガラス破損を防ぐネットでの防御をしたりなど、安全対策はしっかりとできていますか？

資源回収において、使用した車を傷付けてしまった、ドアノブを壊してしまったなど、車に関しての損害賠償についての問合せが多くありますが、車の使用に伴う対人賠償、対物賠償はすべて免責となっています。

見舞金給付は、P T A 活動に参加するための往復途上の災害について対象としていますが、自動車等の利用による交通事故には給付しません。また、電車・バス・貸切の乗り物等での交通災害も対象としません。

いずれにしても、安全に気をつけて活動し、事故を防ぐようにしましょう。

### 災害報告は至急！

「災害報告書」が遅れて届くことがあります。

規程では、災害発生日から 1 ヶ月以内に提出となっています。給付申請書についても、規程より遅れて届くことがあります。提出は、治療完了後 1 ヶ月以内、または災害発生日から 180 日経過後 1 ヶ月以内となっています。それぞれ期限を守って早めに提出してください。

特に「賠償責任に関する報告書」は至急提出ください。報告が遅くなり、対応に困ることがあります。

「賠償責任補償」については保険会社に委託しているものであり、賠償責任に該当するかどうかは、内容によって判断されるものです。事故が起きたならば、すぐに事務局まで連絡をしてください。

### 「賠償責任補償」について

岐阜県 P T A 連合会が加入している「P T A 賠償責任保険（管理者賠償責任保険）」は、P T A 管理者が被保険者となっています。P T A 活動中の災害といえども、P T A 会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。P T A 管理者に、法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

### ◆ お知らせ

右の QR コードから岐阜県 P T A 連合会の H P を開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



### 『P T A 24 保険』への加入を！ 自転車による損害賠償責任が 問われる事故が多発しています。



子どもによる自転車の交通事故が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。また今年度から、学校から借りた楽器やタブレット等の借用物も保険の対象となりました。

充実した補償の『P T A 24 保険』への加入を是非ご検討ください。

(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ  
TEL 058-248-0033 へお問い合わせください。)